

平成29年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第4号

平成29年3月7日(火)

---

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	石川壽和君
5番	若生寛君	6番	赤間滋君
7番	和賀直義君	8番	高橋重信君
9番	石垣正博君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(0名)

なし

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	赤間正幸君	副町長	吉田喜久夫君
教育長	大友正隆君	総務課長	小畑正勝君
企画財政課長	千葉伸吾君	まちづくり推進課長	遠藤龍太郎君
税務課長	武藤弘子君	町民課長	鎌田光一君
保健福祉課長	残間俊典君	農政商工課長	伊藤長治君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	熊谷智子君
教育課長	浅野辰夫君	公民館長	遠藤努君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 佐藤聖大

---

議事日程第4号

平成29年3月7日(火曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第3 議案第20号 平成29年度大郷町一般会計予算

日程第3	議案第21号	平成29年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第4	議案第22号	平成29年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第5	議案第23号	平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第24号	平成29年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第7	議案第25号	平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第8	議案第26号	平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算
日程第9	議案第27号	平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第10	議案第28号	平成29年度大郷町水道事業会計予算

---

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

---

午 前 10時 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、2番大友三男君及び3番佐藤千加雄議員を指名いたします。

---

日程第2	議案第20号	平成29年度大郷町一般会計予算
日程第3	議案第21号	平成29年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第4	議案第22号	平成29年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第5	議案第23号	平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第24号	平成29年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第7	議案第25号	平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 8 議案第 26 号 平成 29 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別  
会計予算

日程第 9 議案第 27 号 平成 29 年度大郷町宅地分譲事業会計予算

日程第 10 議案第 28 号 平成 29 年度大郷町水道事業会計予算

議長(石川良彦君) 日程第 2、議案第 20 号 平成 29 年度大郷町一般会計予算、  
日程第 3、議案第 21 号 平成 29 年度大郷町国民健康保険特別会計予算、  
日程第 4、議案第 22 号 平成 29 年度大郷町介護保険特別会計予算、日程  
第 5、議案第 23 号 平成 29 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、日  
程第 6、議案第 24 号 平成 29 年度大郷町下水道事業特別会計予算、日程  
第 7、議案第 25 号 平成 29 年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算、  
日程第 8、議案第 26 号 平成 29 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計  
予算、日程第 9、議案第 27 号 平成 29 年度大郷町宅地分譲事業特別会計  
予算、日程第 10、議案第 28 号 平成 29 年度大郷町水道事業会計予算を一  
括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第 20 号について説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長(千葉伸吾君) それでは、議案第 20 号について提案理由の御説  
明申し上げますが、ちょっと御説明の前に、一般会計の予算書の中で地  
方債の現在高の調書ついております。ページの的には 104 ページになります  
が、こちらのほう前々年度末現在高の部分に修正がちょっとございまし  
て、シールによる調整とさせていただきます。送致後の訂正というこ  
とで大変申しわけございませんでした。おわびの上、訂正とさせていた  
だきたいと思っております。

それでは、改めまして御説明申し上げます。

予算書は 2 ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第 20 号 平成 29 年度大郷町一般会計予算。

平成 29 年度大郷町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 42 億 3,520 万円と定  
める。

第 2 項でございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの  
金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務  
を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債

務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号です。各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月2日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

それでは、まず初めに、平成29年度予算の概略について御説明申し上げます。

予算の総額は、ただいま申し上げましたとおり42億3,520万円、前年比では6億4,240万の減、率にして13.1%の減ということで、前年度大幅に下回る予算となったところでございます。

これは、29年度におきましては主な事業として個人番号制度の対応業務、それから住民バスの購入費、児童館の運営費、町道土橋明ヶ沢線交差点改良設計業務、成田橋修繕業務、文化会館外壁補修工事費など、これらを新たに計上した一方で、前年度の当初予算において計上しておりました児童館の建設費、町道東成田新田線等の改良舗装工事費並びに高崎団地の造成工事費、これらのハード事業の竣工等によりまして予算が大幅に減少したことが主な要因となっております。

これらのほか、平成29年度予算の特徴的なものとしていたしましては、障害者基本法の規定による障害福祉計画の策定業務、大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る事業として地域おこし協力隊2名の招聘経費及び小学校入学用品の支給事業並びに集落機能の維持・活性化のための農業振興総合補助金の特別枠などを新たに計上したところとなっております。

次に、歳入面ですが、まず、町税関係といたしましては、固定資産税

は堅調ではありますけれども、個人町民税、特に法人税の部分で減少が見込まれますことから、当初予算ベースの伸び率は0.2%にとどまっているものでございます。

次に、交付金関係でございます。平成29年度の国の地方財政対策におきまして、一般財源の総額が62.1兆円と前年比0.7%の増とされたところでございますが、その内容を見てみますと、地方税とそれから臨時財政対策債増と見込む一方で、地方交付税は全国ベースで前年比約2.2%の減となっているものでございまして、本町にとってはやや厳しい内容となっているのかなといったようなところでございます。

財源措置といたしましては、平成29年度においても、ハード事業につきまして関係する国・県支出金を計上いたしましたほか、裏負担としての起債及び公共施設整備基金による繰り入れの措置を講じたところでございます。

以上のようなことから、基金繰入金につきましては、前年比2,400万円ほど増の5億5,900万円ほど、また、町債は3億7,500万円ほど減の2億1,700万円ほどを計上し、財源調整を図ったところでございます。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する子育て支援及び人口増加対策事業につきましては、前年度同様、未来づくり基金を充当して予算を編成してございます。

概要については以上でございます。

続きまして、3ページの第1表を用いまして、款項ごとに主な内容を説明させていただきます。

予算額については、適宜千円単位により丸めて御説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

第1款町税9億8,139万2,000円。前年比で248万9,000円の増、0.2%の増でございます。個人町民税・法人税割の減が予想される一方で、太陽光発電施設の増加等による固定資産税の増収が見込まれますことから、若干の増額予算としたものでございます。

第1項の町民税は2億9,183万3,000円。前年比326万1,000円の減でございます。個人分は増、法人分は減となっております。

第2項固定資産税5億7,046万5,000円。前年比で1,172万2,000円の増でございます。

第3項の軽自動車税2,804万9,000円。これはほぼ前年並みでございます。課税対象車両台数は5,007台となっております。

第4項町たばこ税8,849万8,000円。前年比650万ほどの減でございます。

第5項入湯税は254万7,000円となっております。

続きまして、第2款地方譲与税4,600万1,000円。前年比では2.2%の増でございます。

第1項地方揮発油譲与税1,300万円。前年同額でございます。

第2項自動車重量譲与税は3,300万円。100万円の増となっております。

第3項地方道路譲与税1,000円。科目計上となっております。

続きまして、第3款利子割交付金第1項利子割交付金です。70万円。前年比で40万円の増でございます。交付金関係は、県の見込みによるものとなっております、以下の交付金も同様の内容となります。

第4款配当割交付金第1項配当割交付金230万円。前年比70万円の減でございます。

第5款株式等譲渡所得割交付金第1項株式等譲渡所得割交付金240万円。前年比90万円の増となっております。

第6款地方消費税交付金第1項地方消費税交付金1億3,000万円。前年比1,800万円の減でございます。地方消費税交付金につきましては、平成28年度から消費税率8%への増税の影響が平年度されたというところがございますが、29年度におきましては県の試算により交付額が減少する見込みとされたことによるものでございます。

続きまして、第1表は4ページの部分となります。

第7款ゴルフ場利用税交付金第1項ゴルフ場利用税交付金でございます。5,900万円。前年同額でございます。

第8款自動車取得税交付金第1項自動車取得税交付金1,300万円。前年比では300万円の増でございます。

第9款地方特例交付金第1項地方特例交付金160万円。前年同額でございます。

第10款地方交付税第1項地方交付税です。13億8,000万1,000円。こちらは前年同額の計上といたしております。

第11款交通安全対策特別交付金第1項交通安全対策特別交付金92万8,000円。前年比16万8,000円の減でございます。

続いて、第12款分担金及び負担金2,969万8,000円。前年対比49万6,000円の減となっております。

うち、第1項分担金は120万円でございます。東成田分館の屋根の改修工事分担金となります。これは前年度に実施しておりました味明分館の

トイレの改修及び味明川の泉田堰の改修分担金、これらが終了しましたことから減となった内容となっております。

第2項負担金は2,849万8,000円。保育所及び放課後児童クラブ保育料が主な内容となっております。

第13款使用料及び手数料7,356万6,000円。前年比336万2,000円の減でございます。

第1項使用料5,472万6,000円。内容的には住民バスの乗車料、町営住宅の使用料、幼稚園保育料などとなっております。幼児教育の無償化の段階的实施によりまして、保育料について減となっているところでございます。

第2項手数料1,884万円。戸籍諸証明の手数料等でございます。

続きまして、第14款国庫支出金です。2億7,736万7,000円。前年比では2億2,937万3,000円の減と、率にしますと45.2%の大幅減となっております。

第1項国庫負担金1億9,506万8,000円。前年比では249万1,000円の増でございます。児童手当、障害福祉サービス費負担金等の民生費負担金となります。

第2項の国庫補助金7,314万4,000円。前年比で2億3,000万ほどの減となっております。内容的には、子ども・子育て支援交付金、それから橋梁修繕等に係る社会資本整備総合交付金が主な内容となっております。前年度に実施しました高崎団地の敷地造成工事並びに東成田新田線の改良工事等の影響に伴いまして、社総交の部分が大幅に減少したものでございます。

第3項委託金915万5,000円。基礎年金事務費交付金等でございます。

続きまして、第1表は5ページの部分となります。

第15款県支出金2億3,410万7,000円。前年比で7,620万9,000円の減でございます。

第1項県負担金1億1,191万2,000円です。国保の保険基盤安定負担金、児童手当負担金等が主な内容となっております。

第2項県補助金1億24万6,000円。前年比で7,500万ほどの減でございます。内容的には、心身障害者等の医療費助成、子ども・子育て支援交付金、それから多面的機能支払交付金等が主な内容となっておりますが、これも前年度に実施いたしました畜産競争力強化対策整備事業補助金及び農地中間管理機構集積協力金の対象者の減により全体的に減少したものでございます。

第3項委託金2,194万9,000円。個人県民税の徴収取扱費委託金等が主な内容でございます。

第16款財産収入です。1,556万3,000円。前年比600万ほどの増でございます。

第1項財産運用収入1,556万円。こちらが前年比600万ほど増となつてございまして、町有財産の貸付収入及び各種基金利子収入となりますが、旧大松沢中学校のグラウンドの貸し付け並びに太陽光発電施設用地としての上村地区の町有地の貸し付け、こちらを当初予算に計上いたしましたことから当初予算対比で増となった内容となつてございます。

第2項の財産売払収入3,000円で、こちらは科目計上のみでございます。

続きまして、第17款寄附金第1項寄附金でございます。3,018万8,000円。前年比2,383万5,000円の増でございます。内容としては、小型ポンプ車の配備に伴う消防費の寄附金とふるさと納税に関する寄附金でございます。ふるさと納税の現在までの実績を踏まえ、増を見込んだ内容となつてございます。

第18款繰入金は5億5,912万円。前年比では2,400万ほどの増でございます。

第1項基金繰入金5億5,911万7,000円。

特別会計の繰入金は3,000円。こちらは科目計上でございます。

第19款の繰越金につきましては4,000万円。前年同額の計上とさせていただきます。

続いて、第1表は6ページの部分となります。

第20款の諸収入1億4,076万9,000円。前年比では230万ほどの減でございます。

第1項延滞金加算金及び過料5万円。

第2項町預金利子2万5,000円。

第3項貸付金元利収入4,532万円でございます。第3項につきましては、前年比で550万ほど増となっておりますが、奨学資金「未来づくり事業」などの各貸付金の約定返済金の計上でございます。

第4項受託事業収入234万1,000円。後期高齢者健康診査受託事業収入等でございます。

第5項の雑入につきましては、5,103万3,000円。各種検診の自己負担金及び学校給食費などによる内容でございます。

第6項ポートピア事業交付金2,400万円。こちらは前年同額。第7項の場外馬券場所在区市町村交付金1,800万円。こちらは370万円の減収を見



込んでございます。いずれも開催元からの見込みによるものでございます。

第21款町債第1項町債2億1,750万円。前年比では3億7,510万円の減でございます。このうち土木債につきましては、橋梁修繕に関する公共事業等債と、それから道路改良事業等に充てる起債でございます。臨時財政対策債につきましては1億5,200万円。農業債の部分につきましては、不来内の排水機場の機能保全事業に関する公共事業等債となっております。

なお、全体的には、28年度実施の児童館建設に伴う地域活性化事業債の影響により全体的に減となった内容となっております。

以上、歳入合計42億3,520万円となっております。

続きまして、歳出につきまして項ごとに御説明申し上げます。第1表は7ページとなります。

まず、第1款議会費第1項議会費でございます。9,595万9,000円。ほぼ前年同額となっております。議員報酬、費用弁償並びに事務局職員給料が主な内容でございます。

第2款総務費7億2,386万8,000円。前年比では930万ほどの増でございます。

うち、第1項総務管理費です。6億1,552万2,000円。前年比で2,800万ほどの増となっております。こちらは総務部門の人件費、それから行政区運営費、公有財産及び情報システムの管理費、住民バスの運行費、交通防災対策費などに関するものでございます。個人番号制度の対応業務、それからふるさと納税の増による取り扱い経費及び積立金の増並びに住民バス2台の新規購入費等により増となったものでございます。

第2項徴税費6,500万4,000円。前年比で2,100万ほどの減でございます。職員の人件費と経常的な賦課徴収経費の計上でございます。こちらは前年度に実施いたしました土地の鑑定評価並びに航空写真の撮影業務の影響によりまして減となったものでございます。

第3項戸籍住民基本台帳費2,980万8,000円。職員の人件費並びに戸籍システムの運用経費等でございます。

第4項選挙費1,173万2,000円。

第5項統計調査費49万円。

第6項監査委員費131万2,000円でございます。

続きまして、第3款民生費です。10億2,036万5,000円。前年比で2億5,000万ほどの減でございます。

第1項社会福祉費は6億8,319万9,000円。前年比では350万ほどの減となっております。こちらは職員の人件費、それから各種福祉関係経費、国保等各特別会計への繰出金、後期高齢者医療広域連合への負担金などのほか、平成29年度の事業といたしまして、障害福祉計画策定業務の委託料を新たに計上しているところでございます。

次に、第2項の児童福祉費は3億3,716万6,000円。前年比では2億4,700万ほどの大幅減でございます。保育所、児童館の運営経費並びに医療費助成等でございます。28年度実施の児童館建設の予算計上の影響で大幅減となったものでございます。

なお、少子化対策といたしまして、すこやか子育て医療費助成、それから出産祝い金等を継続的に計上いたしましたほか、新たにブックスタート事業費を計上したところでございます。

続きまして、第4款衛生費でございます。5億1,433万9,000円。前年比では8,300万ほどの増となっております。

第1項の保健衛生費は1億4,999万3,000円。前年比で550万ほどの増。職員人件費、それから各種検診、予防接種の経費、生活環境対策費、保健センター管理費等でございます。

第2項病院費につきましては、6,600万2,000円。こちらは黒川病院の指定管理補助並びに出資金の計上でございます。

第3項清掃費2億9,834万4,000円。こちら前年比で8,000万ほどの増となっております。ごみ処理、し尿処理の黒行負担金及びごみ収集運搬業務等の内容になりますが、ごみ焼却施設整備に関する黒行負担金の影響によりまして増となった内容でございます。

続いて、第1表は8ページの部分となります。

第5款の農林水産業費でございます。2億7,408万3,000円。前年比では6,700万ほどの減。19.7%の減でございます。

第1項の農業費2億7,293万8,000円。前年比で6,700万ほどのこちら減となっております。職員の人件費、それから農業委員会の運営費、各種団体への補助金、開発センターの指定管理委託料などのソフト事業のほか、農集排会計への繰出金及び排水機場の補修並びに機能保全のための工事負担金などについて計上している内容となっております。

なお、新規事業といたしまして、集落機能の維持及び再生活動費として農業振興総合補助金の上乗せを行っております。

第2項の林業費は114万5,000円でございます。

次に、第6款商工費第1項商工費でございます。2,770万2,000円。前

年比では300万ほどの減となっております。これは配置職員の異動により減となった内容となっております、職員の人件費のほか、くろかわ商工会補助、それから割増商品券の発行事業補助、消費生活相談経費等をこちらに計上してございます。

次、第7款でございます。土木費3億8,392万2,000円。前年比では4億1,600万ほどの減。率にしますと52%の減でございます。

第1項土木管理費は2,901万円。前年比で330万ほどの減。こちらは職員人件費と管理経費を計上したものでございます。

第2項道路橋梁費は1億4,827万5,000円。こちらは前年比で2億5,600万ほどの減となっております、内容的には道路台帳の作成、それから除草、敷き砂利業務、緊急維持工事費などを計上いたしましたほか、町道土橋明ヶ沢線の交差点改良及び町道山中希望の丘線に係る測量設計費並びに成田橋の修繕工事費等を計上しているものでございます。

第3項でございます。河川費730万9,000円。こちらは粕川地区堤防除草作業業務が主な内容でございます。

第4項の住宅費は977万7,000円。こちら前年比で1億800万ほどの減となっております。町営住宅の維持管理費及び高崎団地の確定測量業務等の計上でございます。

次に、第5項都市計画費1億8,955万1,000円。前年比で4,800万ほどの減でございます。都市計画費につきましては、公園管理費、それから下水道事業特別会計及び宅地分譲事業特別会計への繰出金のほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業として住宅リフォームの助成金、それから定住促進事業補助金を計上したところでございます。

なお、新規事業といたしましては、地域おこし協力隊招聘に関する費用を計上してございます。

続きまして、第8款消防費第1項消防費でございます。1億8,450万6,000円。前年比では1,300万ほどの減となっております。消防団員の報酬、費用弁償及び黒行への消防費負担金等々となります。平成29年度事業といたしましては、小型ポンプ1台の更新の購入費を計上しているところでございます。

続きまして、第9款教育費です。5億6,916万円。前年比では2,500万ほどの増でございます。

第1項の教育総務費は8,729万9,000円。前年比では580万ほどの減です。教育委員並びに職員の人件費、奨学資金の貸付経費、外国語指導助手経費等が主なものでございまして、29年度の新規事業といたしましてソー

シヤルワーカー配置に関する費用を計上しているところでございます。

第2項小学校費7,251万4,000円。前年比では500万ほどの減でございます。職員人件費、教材備品の購入費、教員補助者の設置費用、スクールバス運行経費、施設管理費等が内容でございます。

第3項中学校費4,198万5,000円。内容につきましては、小学校費と同様の内容でございます。

第4項幼稚園費です。1億925万1,000円。こちらは職員人件費、施設の管理経費、通園バスの運行経費が主な内容でございます。

第5項の社会教育費は1億3,335万4,000円。前年比で4,000万ほどの増でございます。内容的には人件費、それから各種社会教育及び公民館事業の運営費、施設維持管理経費等でございます。29年度の新規事業といたしましては、東成田分館の屋根の改修工事費並びに文化会館の外壁の改修工事費を計上したところでございます。

続いて、第6項の保健体育費です。1億2,475万7,000円。職員人件費、それから社会体育事業及び学校給食に関する経費、給食費の助成事業、秋祭り事業費などが主な内容でございます。前年度に引き続き、B&G海洋センターアドバンストインストラクター派遣費用のほか、給食センターエアコン設置工事費を計上しているところでございます。

続いて、第1表は9ページの部分になってまいります。

第10款の災害復旧費第1項東日本大震災災害復旧費でございます。1万3,000円。これは東日本大地震復興基金等の利子積み立てでございます。

第11款公債費第1項公債費4億3,128万3,000円。こちらは前年比950万ほどの減となっております。通常債に関する元金返済のほか、災害援護資金貸付金の償還元金及び利子分を計上してございます。

最後になりますが、第12款予備費第1項予備費につきましては1,000万。前年同額の計上とさせていただいております。歳出合計42億3,520万円ということでございます。

続きまして、10ページをお開きいただきまして、第2表の債務負担行為につきまして御説明申し上げます。

当初予算での設定は全部で4件ございまして、まず1番目、役場庁舎内電話設備保守業務でございます。期間は平成29年度から30年度まで、限度額は5万2,000円でございます。庁舎電話設備の保守を2カ年にわたる契約とすることから債務負担行為を設定するものでございます。

次に、2番、小規模事業者経営改善資金利子補給です。期間は平成29年度から32年度まで、限度額は73万4,000円でございます。資金融資の利用

者に対しまして1%の利子補給を3年間にわたり実施するものでございます。

次に、3、地域おこし協力隊公用車賃貸借です。期間は平成29年度から31年度まで、限度額207万4,000円でございます。平成29年度から招聘を予定しております協力隊員2名分の公用車につきまして、3年リースにより契約をするものでございます。

次に、4、大郷町奨学資金貸与、平成29年度の貸与分でございます。期間は平成29年度から32年度まで、限度額1,728万円でございます。平成29年度の貸付者に係る内容となっております。

次に、11ページお開きをいただきます。

第3表 地方債について御説明を申し上げます。

まず1番目、臨時財政対策債でございます。平成29年度の地方財政対策に基づく発行見込み額によるものでございまして、限度額は1億5,200万円。起債の方法は証書借入。利率につきましては5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率といたしまして、償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものとしているところでございます。

なお、臨時財政対策債につきましては、後年度100%交付税措置されるものでございます。

次に、2の道路等整備事業でございます。社会資本整備総合交付金事業、この内容といたしましては橋梁の修繕及び道路の改良事業に係るものでございますが、限度額は3,610万円。起債の方法、利率、償還方法は前記と同様となっております。

なお、本事業に対する充当率は、補助裏の40%部分に対して90%分。充当率のうち財源対策部分である40%部分に対しまして後年度50%の交付税措置が講じられる内容でございます。

次に、3の災害援護資金貸付金でございます。東日本大震災の全壊世帯に対する貸付金となっております。こちら申込期間平成30年3月までとされてございます。限度額は250万円。起債の方法等以下につきましては前記と同様となっております。

最後に、水利施設整備事業でございます。基幹水利ストックマネジメント事業による不来内排水機場の機能保全事業、この県負担金に係るも

のでございまして、平成29年度の総事業費 3 億1,000万円に対する本町負担分 2 億2,990万ほどですが、この約10%でございまして。この負担金に関する起債となっておりまして、限度額が2,690万円。起債の方法等は前記同様となっております。こちらの充当率は90%でございまして。

以上、地方債の合計 2 億1,750万円となります。

説明については以上の内容となります。次ページ以降の事項別明細等をごらんいただきまして、御審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第20号の説明を終わります。

次に、議案第21号及び議案第23号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） それでは、議案第21号及び議案第23号の提案理由を申し上げます。

まず初めに、議案第21号について御説明申し上げます。

予算書105ページをお開き願います。

議案第21号 平成29年度大郷町国民健康保険特別会計予算。

平成29年度大郷町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億168万8,000円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は4,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第 1 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年 3 月 2 日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

初めに、予算の概要を申し上げます。

総額は10億168万8,000円で、平成28年度当初予算と比較しますと992万1,000円の減、率にして0.98%の減となりました。減となった理由は、被

保険者数の減少による税収入の減、療養給付費の減、共同事業拠出金の減によるものが主なものでございます。

106ページ、第1表 歳入歳出予算、こちらのほうで御説明申し上げます。

歳入から款項ごとに御説明申し上げます。

第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税1億8,149万1,000円は、保険税収納見込み額で、前年と比較し被保険者減少に伴う減で299万8,000円の減、率にして1.6%の減でございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料3万円は、保険税の督促手数料の収入見込み額でございます。

第3款国庫支出金第1項国庫負担金1億4,081万1,000円は、療養給付費等負担金の収入見込み額が主なもので、前年度対比4.1%の減でございます。

第2項国庫補助金4,528万2,000円は、財政調整交付金及び制度関係業務準備事業補助金の見込み額でございます。

第4款療養給付費等交付金第1項療養給付費等交付金2,671万円は、退職者医療費分で、前年対比48.5%の減でございます。平成27年3月に退職者医療制度廃止に伴う被保険者数の減少による見込みでございます。

第5款前期高齢者交付金第1項前期高齢者交付金2億7,060万1,000円で、前期高齢者加入者数による交付金の見込み額で、前年度対比5,380万8,000円の増、率にして24.8%の増でございます。前期高齢者給付費額の増、前期高齢者加入率の増による見込みでございます。

第6款県支出金第1項県負担金804万4,000円は、高額医療費共同事業費及び特定健康診査に係る負担金見込み額でございます。

第2項県補助金3,548万9,000円は、財政調整交付金及び乳幼児医療費助成事業運営強化補助金の見込み額でございます。

第7款共同事業交付金第1項共同事業交付金2億126万5,000円は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同事業事業交付金の見込み額でございます。

第8款財産収入第1項財産運用収入20万7,000円は、財政調整基金の預金利子収入見込み額が主なものでございます。

第9款繰入金第1項他会計繰入金5,055万1,000円は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金及び事務費に対する一般会計からの繰入金見込み額で、前年対比で12.2%の減でございます。

第2項基金繰入金4,013万8,000円は、国保財政調整基金からの繰入金で財源調整でございます。

第10款繰越金第1項繰越金105万3,000円は、前年度からの繰越見込み額でございます。

第11款諸収入第1項延滞金加算金及び過料2,000円は、保険税の延滞見込みによる科目計上でございます。

第2項雑入1万4,000円は、交通事故等第三者行為に係る納付金の見込み額でございます。

以上、歳入合計10億168万8,000円でございます。

次に、108ページの歳出について御説明申し上げます。

第1款総務費第1項総務管理費1,312万2,000円は、レセプト点検業務委託料、国保事務共同処理委託料及び国保連合会負担金等の経費並びに各種システム改修業務に要する経費でございます。対前年比960万5,000円の増であります。制度関係業務準備事業として住民情報システム改修費が主な要因でございます。

第2項徴税费257万7,000円は、保険税の賦課徴収経費及び保険税完納報奨金の計上でございます。

第3項運営協議会費24万9,000円は、国保運営協議会経費の計上でございます。

第2款保険給付費第1項療養諸費5億2,114万9,000円は、一般及び退職被保険者に係る療養給付費、療養費及び診療報酬審査手数料の計上でございます。

第2項高額療養費7,564万5,000円は、一般及び退職被保険者に係る高額療養費の計上でございます。

第3項移送費2万円は、前年同額の計上でございます。

第4項出産育児諸費546万3,000円は、出産育児一時金の計上でございます。

第5項葬祭諸費100万円は、前年同額の計上でございます。

第3款後期高齢者支援金等第1項後期高齢者支援金等1億557万7,000円は、後期高齢者医療に対する支援金及び事務費に対する負担金の計上でございます。

第4款前期高齢者納付金等第1項前期高齢者納付金等39万円は、前期高齢者納付金及び関係事務費拠出金に対する負担金の計上でございます。

第5款老人保健拠出金第1項老人保健拠出金6,000円は、事務費拠出金として前年同額の計上でございます。



第6款介護納付金第1項介護納付金4,333万円は、介護保険に係る納付金の計上でございます。

第7款共同事業拠出金第1項共同事業拠出金2億1,186万3,000円は、高額療養費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金の計上でございます。

第8款保健事業費第1項特定健康審査等事業費1,040万1,000万円は、特定健康審査及び特定保健指導に係る経費の計上でございます。

第2項保健事業費404万2,000円は、国保制度及び健康推進に係る啓蒙啓発、医療費通知、各種住民健診に対する助成などの疾病予防対策事業に要する経費の計上でございます。

第9款基金積立金第1項基金積立金20万7,000円は、財政調整基金に係る利子積立分の計上でございます。

第10款公債費第1項一般公債費9万4,000円は、診療報酬立てかえ手数料及び一時借入金利子の計上でございます。

第11款諸支出金第1項償還金及び還付加算金105万2,000円は、一般及び退職被保険者の過年度分保険税還付金の計上でございます。

第2項繰出金1,000円は、一般会計への繰出金で科目計上でございます。

第12款予備費第1項予備費は550万円の計上でございます。

以上、歳出合計10億168万8,000円の支出額でございます。

以上が議案第21号の提案理由の内容でございます。

続きまして、議案第23号について御説明申し上げます。

143ページをお開き願います。

議案第23号 平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算。

平成29年度大郷町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,381万8,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年3月2日 提出

大郷町長 赤間正幸

初めに、予算の概要を申し上げます。

総額は8,381万8,000円で、平成28年度当初と比較しますと62万円の増でございます。

歳入につきましては、特別徴収と普通徴収による保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

歳出につきましては、保険料徴収経費と広域連合に対する納付金が主なものでございます。

144ページ、第1表 歳入歳出予算をお開き願います。

それでは、歳入から款項ごとに御説明申し上げます。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料5,521万9,000円は、年金からの特別徴収及び普通徴収による保険料収納見込み額でございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料3,000円は、保険料の督促手数料の見込み額でございます。

第3款繰入金第1項一般会計繰入金2,848万3,000円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金による一般会計からの繰り入れ見込み額でございます。

第4款繰越金第1項繰越金1,000円は、前年度繰越金で科目計上でございます。

第5款諸収入第1項延滞金、加算金及び過料1,000円は、科目計上でございます。

第2項償還金及び還付加算金11万円は、保険料還付金及び還付加算金の収入見込み額でございます。

第3項雑入1,000円は、科目計上でございます。

以上、歳入合計8,381万8,000円でございます。

次に、145ページの歳出について御説明申し上げます。

第1款総務費第1項総務管理費72万3,000円は、保険証発送などの一般事務に要する経費の計上でございます。

第2項徴収費8万6,000円は、保険料納付書印刷及び徴収事務に要する経費の計上でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金8,279万7,000円は、徴収した保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金11万円は、保険料還付金及び還付加算金の計上でございます。

第2項繰出金2,000円は、一般会計への繰出金で科目計上でございます。

第4款予備費第1項予備費は10万円の計上でございます。

以上、歳出合計8,381万8,000円でございます。

以上が議案第23号の提案理由のないようでございます。

議案第21号、議案第23号のそれぞれの事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第21号及び議案第23号の説明を終わります。

次に、議案第22号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） それでは、議案第22号について御説明いたします。

予算書124ページをお開きください。

議案第22号 平成29年度大郷町介護保険特別会計予算。

平成29年度大郷町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億4,040万2,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号でございます。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月2日 提出

大郷町長 赤間正幸

初めに、介護保険の被保険者及び介護認定者数等の状況について御説明いたします。

まず、1号被保険者につきましては、平成29年2月末現在で2,807名で、前年度に比較して57名の増、高齢化率は33.6%で、前年対比で1%の伸びとなっております。

反面、支える側となる2号被保険者については、前年度に比較して60名減少し、2,632名という状況になっております。

また、要支援・要介護に係る認定者数については551名で、認定率は19.6%です。また、施設介護サービス受給者については、前年度比1名

増の147名という状況になっております。

次に、予算の概要について御説明いたします。

介護保険料については、1号被保険者数の増加により、前年度より368万8,000円の増額、率にして1.8%の増額を見込み計上しております。

保険給付費については、介護職員に対する処遇改善の拡充による報酬改定に伴い、国ベースで1.1%程度の給付費の増を見込んでいるところですが、介護保険制度の改正により介護予防事業の一部が介護予防・日常生活支援総合事業として地域支援事業費へ移行することなどにより、給付費ベースでは1,172万3,000円、率にして1.2%の減として見込んでございます。

また、地域支援事業費については、保険給付費からの介護予防事業費の移行分並びに包括的支援事業として平成29年度から新たに実施する在宅医療・介護連携推進事業及び生活支援サービス体制整備事業により2,253万2,000円の増、率にして93.9%の増を見込んでございます。

以上によりまして、全体予算の総額では、前年度対比で1,429万3,000円の増額、率にして1.4%の増となっております。

それでは、次ページ125ページをお開きいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算により、款項ごとに御説明いたします。

まず、歳入でございます。

1款保険料1項介護保険料2億1,120万4,000円については、1号被保険者の現年度分及び滞納繰り越し分に係る保険料の収入見込み額でございます。

2款使用料及び手数料1項手数料1万5,000円は、保険料の督促手数料による収入見込み額を計上したものです。

3款支払基金交付金1項支払基金交付金2億7,767万4,000円は、介護給付費及び地域支援事業に対する交付金の収入見込み額です。

4款国庫支出金1項国庫負担金1億6,783万4,000円は、介護給付費負担金の収入見込み額でございます。

2項国庫補助金7,901万5,000円は、介護給付費に対する調整交付金並びに介護予防及び包括的支援事業に係る地域支援事業交付金によるもので、前年度比502万6,000円の増額となっております。

5款県支出金1項県負担金1億4,837万5,000円は、介護給付費に対する負担金です。

2項県補助金774万2,000円は、介護予防及び包括的支援事業に対する地域支援事業交付金によるもので、前年度比343万5,000円の増額となっ

てございます。

6 款財産収入 1 項財産運用収入 3 万4,000円は、介護給付費準備基金利子の収入見込み額です。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 億4,850万4,000円は、介護給付費、地域支援事業、低所得者の保険料軽減及び事務費に対する繰入金で、前年度比546万8,000円の増額でございます。

2 項基金繰入金は、科目のみの計上でございます。

8 款繰越金 1 項繰越金及び9 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料並びに 2 項雑入につきましても、科目のみの計上でございます。

以上により、歳入総額を10億4,040万2,000円とするものでございます。

次に、次ページ127ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

1 款総務費 1 項総務管理費843万円は、介護保険運営に要する事務費の支出見込み額で、第7 期介護保険事業計画策定及び介護保険システム改修業務などにより、前年度比366万3,000円の増額でございます。

2 項徴収費41万1,000円は、保険料徴収経費の支出見込み額です。

3 項介護認定審査会費845万6,000円は、介護認定審査及び審査会の運営経費に係る経費の支出見込み額です。

4 項運営協議会費33万9,000円は、介護保険運営委員会及び地域包括支援センター運営協議会に係る経費の支出見込み額です。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 8 億5,618万6,000円については、要介護認定者に対する介護サービス給付費の支出見込み額で、前年度より649万7,000円の減額を見込んでございます。

2 項介護予防サービス等諸費2,149万3,000円は、要支援認定者に対する介護予防サービス給付費で、前年度より525万5,000円の減額を見込んでございます。

3 項高額介護サービス費2,241万6,000円は、前年度同額の計上です。

4 項高額医療合算介護サービス等費297万3,000円は、前年度と同額の計上でございます。

5 項特定入所者介護サービス等費6,988万6,000円は、ほぼ前年並みの計上でございます。

3 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費 1,127 万8,000 円は、保険給付費から介護予防事業費の一部が移行したことにより、前年度比 420 万 7,000 円増額での計上となっております。

2 項一般介護予防事業費 756 万 2,000 円は、従来の 1 次予防事業・2

次予防事業について、制度改正により一般介護予防事業費として計上するものでございます。

3項包括的支援事業・任意事業費2,769万3,000円は、地域包括支援センター運営業務、緊急通報システムに要する経費、認知症総合支援事業に要する経費のほか、新たに実施する生活支援体制整備事業及び認知症共同生活介護事業所家賃等助成事業により、前年比で900万6,000円の増額計上となっております。

4款基金積立金1項基金積立金3万5,000円は、介護給付費準備基金利子の積立金でございます。

5款公債費1項公債費5万円は、一時借入金の利子として前年度と同額を計上してございます。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金19万3,000円は、保険料還付金が主な内容でございます。

7款繰出金1項繰出金は、科目のみの計上でございます。

8款予備費1項予備費300万円は、前年度と同額での計上でございます。

以上によりまして、歳出合計を10億4,040万2,000円とするものでございます。

以上でございます。

次ページ以降の事項別明細書をごらんいただき、御審査の上、御可決賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第22号の説明を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午 前 11時04分 休 憩

---

午 前 11時14分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号、議案第25号、議案第26号及び議案第28号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、議案第24号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

各種会計予算及び予算に関する説明書の151ページをお開き願います。

議案第24号 平成29年度大郷町下水道事業特別会計予算。

平成29年度大郷町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,142万4,000円

と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

平成29年 3 月 2 日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

初めに、加入状況について御報告いたします。平成29年 1 月末における処理区域内戸数は1,212戸でございます。人口は3,652人であり、うち水洗化は934戸、人口にいたしまして2,996人、水洗化率は82.0%となっております。

平成29年度の当初予算につきましては、前年度比2,705万3,000円の増、率にいたしまして12.6%の増となっております。

次ページをお開き願います。

第 1 表 歳入歳出予算を御説明いたします。

まず、歳入でございます。

第 1 款分担金及び負担金第 1 項負担金101万3,000円は、受益者負担金の収入見込み額です。前年度比89万4,000円の増となっております。

第 2 款使用料及び手数料第 1 項使用料4,241万1,000円は、下水道使用料の収入見込み額です。前年度比110万8,000円の減となっております。

第 2 項手数料 6 万3,000円は、公認業者、責任技術者登録手数料です。前年度比 4 万4,000円の減となっております。

第 3 款繰入金第 1 項他会計繰入金 1 億6,133万6,000円は、一般会計から収入不足の繰入金でございます。前年度比428万7,000円の減となっております。

第 4 款繰越金第 1 項繰越金160万円は、前年度の繰越金の収入見込み額です。前年度と同額を見込んでおります。

第 5 款諸収入第 1 項雑入1,000円は、排水設備指定工事店保証金積立金の利子でございます。

第6款国庫支出金第1項国庫補助金2,000万円は、平成29年度事業計画及び都市計画事業認可に係る業務並びにマンホールポンプ改築更新工事に対する社会資本総合整備交付金です。前年度比1,659万8,000円の増となっております。

第7款町債第1項町債1,500万円は、マンホールポンプ改築更新工事に係る下水道事業債です。前年度比1,500万円の増となっております。

歳入合計で2億4,142万4,000円とするものです。

次に、歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費5,865万3,000円は、人件費、施設の維持管理費、マンホールポンプの点検業務、水質検査、公共下水道事業計画作成業務、吉田川流域下水道維持管理負担金等です。前年度比249万8,000円の減となっております。

第2項下水道建設費3,180万4,000円は、公共汚水ます設置費並びにマンホールポンプ改築更新工事費です。前年度比3,002万円の増となっております。

第3項流域下水道費61万9,000円は、吉田川流域下水道建設事業負担金及び公債費利子負担金でございます。前年度比64万6,000円の減となっております。

第2款公債費第1項公債費1億4,984万8,000円は、下水道事業債の元利償還金です。前年度比17万5,000円の増となっております。

第3款予備費第1項予備費50万円は、前年度と同額を計上しております。

歳出合計で2億4,142万4,000円とするものです。

次ページをお開きください。

第2表 債務負担行為です。

事項1、平成29年度大郷町水洗便所改造資金利子補給。期間が平成29年度から平成33年度まで。限度額を5万1,000円とするものです。

事項2、平成29年度大郷町水洗便所改造資金損失補償。期間につきましては平成29年度から平成34年度まで。限度額は、融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額とするものです。

次ページです。

第3表 地方債です。

起債の目的は公共下水道事業。限度額を1,500万円。起債の方法について



ては証書借り入れ。利率は5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものとするものです。

以上で、議案第24号の提案理由の説明を終わります。

次に、170ページをお開き願います。

議案第25号 平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計。

平成29年度大郷町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,659万3,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成29年3月2日 提出

大郷町長 赤間正幸

まず、農業集落排水事業の加入状況について御説明申し上げます。

平成29年1月末における処理区域内戸数は249戸です。人口は850人。うち水洗化戸数は186戸、人口は695人で、水洗化率は81.1%となっております。

平成29年度の当初予算につきましては、前年度比108万8,000円の減、率にいたしまして1.7%の減となっております。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算について御説明いたします。

まず、歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項分担金10万4,000円は、受益者分担金の収入見込み額です。前年度とほぼ同額を見込んでおります。

第2款使用料及び手数料第1項使用料593万5,000円は、農業集落排水使用料の収入見込み額で、前年度比6万3,000円の増と見込んでおります。

第2項手数料1,000円は、督促手数料の見込額です。

第3款繰入金第1項他会計繰入金4,815万3,000円は、一般会計からの収入不足分の繰入金です。前年度比315万9,000円の増となっております。

第4款繰越金第1項繰越金150万円は、前年度の繰越金を見込んでございます。

第5款県支出金第1項県負担金90万円は、県道利府松山線の污水管渠移設工事に伴う負担金です。前年度比423万円の減となっております。

歳入合計で5,659万3,000円とするものです。

次ページでございます。

歳出です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費2,215万1,000円は、人件費、マンホールポンプ処理場の維持管理費、点検清掃業務、汚泥処理費、事務費等で、前年度比316万1,000円の増となっております。

第2項農業集落排水事業建設費680万4,000円は、公共污水ますの設置工事費、県道利府松山線改良工事に伴う污水処理管渠移設工事費、処理場の修繕費です。前年度比416万9,000円の減となっております。

第2款公債費第1項公債費2,713万8,000円は、起債の元利償還金で前年度と同額の計上でございます。

第3款予備費第1項予備費50万円は、前年度と同額の計上でございます。

歳出合計5,659万3,000円とするものでございます。

次ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為です。

事項1、平成29年度大郷町農業集落排水水洗便所改造資金利子補給。期間は平成29年度から平成33年度まで。限度額を5万1,000円とするものです。

事項2、平成29年度大郷町農業集落排水水洗便所改造資金損失補償。期間は平成29年度から平成34年度まで。限度額は、融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額とするものです。

以上で、議案第25号の提案理由の説明を終わります。

次に、187ページをお開き願います。

合併浄化槽に関するものです。

議案第26号 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算。

平成29年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,175万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成29年3月2日 提出

大郷町長 赤間正幸

まず初めに、合併浄化槽の設置状況について御説明いたします。

処理区域内におけます平成29年1月末の浄化槽設置基数は539基でございます。水洗化人口は2,135人となっており、計画処理区域人口3,995人に対し水洗化率は53.4%となっております。

平成29年度の当初予算の概要を申し上げます。

浄化槽の設置基数15基を見込み、前年度より9基減としております。額につきましては、前年度比612万1,000円の減、率にして9%の減となっております。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算を御説明いたします。

まず、歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項分担金73万円は、受益者分担金15基分の収入見込み額です。前年度比50万5,000円の減となっております。

第2款使用料及び手数料第1項使用料1,954万4,000円は、浄化槽使用料の収入見込み額です。前年度比40万2,000円の増となっております。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金490万円は、浄化槽設置基数15基分の国庫補助金です。前年度比185万円の減となっております。

第4款繰入金第1項他会計繰入金2,658万4,000円は、一般会計からの収入不足分の繰入金です。前年度比106万8,000円の減となっております。

第5款繰越金第1項繰越金150万は、前年度の繰越金で前年度と同額を見込んでおります。

第6款諸収入第1項雑入20万円は、消費税の還付金です。前年度同額を見込んでおります。

第7款町債第1項町債830万円は、浄化槽設置工事に係る起債です。前年度比310万円の減となっております。

歳入合計で6,175万8,000円とするものです。

続きまして、歳出です。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費3,945万7,000円は、人件費、汚泥くみ取り料、料金計算業務委託料、修繕費、保守点検・法定検査委託料、排水設備補助金等でございます。前年度比86万3,000円の減となっております。

第2項合併浄化槽建設費1,452万7,000円は、浄化槽設置工事15基分並びに事務経費等です。前年度比572万7,000円の減となっております。

第2款公債費第1項公債費727万4,000円は、起債の元利償還金です。前年度比46万9,000円の増となっております。

第3款予備費第1項予備費50万円は、前年度と同額を計上しております。

歳出合計で6,175万8,000円とするものです。

次ページをごらん願います。

第2表 債務負担行為です。

事項1、平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金利子補給です。期間は平成29年度から平成33年度まで。限度額を1万4,000円とするものです。

事項2、平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金損失補償です。期間は平成29年度から平成34年度まで。限度額を、融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額とするものです。

次ページをごらん願います。

第3表 地方債です。

起債の目的は合併処理浄化槽整備事業で、限度額を830万円。起債の方法は証書借入。利率につきましては5%以内。ただし、利率見直し方式

で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものとするものでございます。

以上で議案第26号の提案理由の説明を終わります。

次に、212ページをお開き願います。

水道事業でございます。

議案第28号 平成29年度大郷町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 平成29年度大郷町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

まず、業務の予定量でございます。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、給水戸数は2,646戸で、前年度比21戸の増を見込んでおります。

第2号、年間総給水量88万8,000立方メートルで、前年度比4万立方メートルの増を見込んでおります。

第3号、1日平均給水量2,433立方メートルで、前年度比110立方メートルの増を見込んでおります。

第4号、主な建設改良事業は、老朽管更新事業等で石綿セメント管布設替工事、県道利府松山線改良に伴う粕川地区の配水管布設替工事等を予定しており、金額が4,514万4,000円で、前年度比1,209万6,000円の減を見込んでおります。

次に、収益的収入及び支出です。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

第1款水道事業収益を2億3,998万円とするものです。前年度比230万9,000円の増、率にいたしまして1.0%の増を見込んでおります。

第1項営業収益2億2,163万8,000円は、水道料金、開栓閉栓手数料、下水道等事務手数料などの収入を見込んでおります。前年度比672万円の増です。

第2項営業外収益1,834万2,000円は、長期前受金戻入益、引当金戻入益、預金利子が主なもので、前年度比441万1,000円の減となっております。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用を2億2,560万5,000円とするものです。前年度比1,587万4,000円の増、率にいたしまして7.6%の増となっております。

第1項営業費用2億944万3,000円は、水質検査の委託料、漏水調査委託料、配水管電気設備の修繕料、人件費、施設の電気料、受水費、減価償却費となっております。前年度比1,714万2,000円の増となっております。

第2項営業外費用1,516万1,000円は、企業債の利息、消費税です。前年度比126万8,000円の減となっております。

第3項特別損失1,000円は、科目のみの計上です。

第4項予備費は、100万円を計上しております。

次ページをお開き願います。

資本的収入及び支出です。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,234万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,941万1,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額290万3,000円で補填するものとする。

まず、収入でございます。

第1款資本的収入を3,070万3,000円とするものです。前年度比870万円の減。率にしまして22%の減となっております。

第1項工事負担金640万円は、県道利府松山線道路改良に伴う粕川地区の配水管布設替工事によるものです。前年度比1,140万円の減となっております。

第2項他会計負担金1,000円は、科目のみの計上です。

第3項企業債2,430万円は、石綿セメント管布設替に対する起債です。前年度比270万円の増となっております。

第4項国庫支出金、第5項出資金1,000円は、科目のみの計上です。

次に、支出です。

第1款資本的支出を8,304万7,000円とするものです。前年度比985万5,000円の減、率にしまして10.6%の減となっております。

第1項資産購入費45万4,000円は、取水容器剤の購入です。

第2項建設改良費4,514万4,000円は、石綿セメント管布設替工事、県道利府松山線道路改良に伴う配水管布設替工事、大松沢地区の配水管布設替工事、前年度比1,209万6,000円の減となっております。

第3項企業債償還金3,744万9,000円は、企業債の元金の償還金です。

前年度比178万8,000円の増となっております。

次に、企業債です。

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的は水道管路近代化推進事業費です。これは石綿セメント管の更新工事に係る起債でございます。限度額を2,430万。起債の方法につきましては、証書借入。利率は5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、借人先の融資条件による。ただし、企業財政その他都合により繰上償還または低利に借りかえをすることができるものとするものとします。

続きまして、一時借入金です。

第6条 一時借入金の限度額は1,000万円と定めるものです。

次に、予定支出の各項の経費の金額の流用です。

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項間の流用とするものです。

次に、議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費で1,254万2,000円です。

平成29年3月2日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

以上で、議案第28号の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第24号、第25号、第26号及び第28号につきまして、それぞれ予算事項別明細書等をごらんいただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願いたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第24号、議案第25号、議案第26号及び議案第28号の説明を終わります。

次に、議案第27号について説明を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） それでは、宅地分譲事業特別会計につきまして御説明を申し上げます。

予算書につきましては、206ページをお開きいただきたいと思います。  
議案第27号 平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算。

平成29年度大郷町の宅地分譲事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ691万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年3月2日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

予算の概略から御説明申し上げます。

本会計につきましては、平成27年度からの継続事業である高崎団地に係る販売関連に関する費用、維持管理に関する費用、下水道事業受益者負担金及び町債利子償還金について計上した内容でございます。

それでは、207ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算によりまして、款項ごとに概要を御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、第1款繰入金第1項他会計繰入金691万2,000円でございます。事業費に対する一般会計からの繰入金となります。

第2款繰越金第1項繰越金1,000円でございます。科目の計上となります。

続きまして、歳出でございます。

第1款宅地分譲事業費第1項宅地分譲事業費635万4,000円でございます。販売関連並びに維持管理に関する費用等の計上となっております。

第2款公債費第1項公債費45万9,000円でございます。平成27年同意債償還利子見込み額一般単独事業債3,330万円及び平成28年同意債償還利子見込み額一般単独事業債2,150万円に対する償還利子見込み額を計上したものでございます。道路等の公共用部分に関する起債となっております。充当率75%となっております。

第3款予備費第1項予備費10万円でございます。

以上、歳入歳出予算は693万3,000円となっております。前年度当初予算額との対比では、5,663万6,000円の減となったものでございます。

以上で、議案第27号の説明を終わります。事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。



議長（石川良彦君） 以上で、議案第27号の説明を終わります。

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案ごとに総括質疑を行います。

総括質疑は、議案に対する基本方針や大綱的な事柄を中心に念頭に置いていただきまして、会議規則第50条3項及び第51条の規定により行っていただきます。

まず、議案第20号について総括質疑を行います。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長にお聞きしておきたいんですが、町長は施政方針の柱の1つに産業のさらなる振興で活力のあるまちづくりを示しておりますが、その中で特に稲作が主産業の本町にとって、農地の中間管理機構で米づくりからリタイアし生じる労力、その活用についてどのような産業振興につなげようとしているのか。29年度の予算の中では、私なりに見た場合には、総合戦略というふうに言っていますが、あるいはあくまで多目的事業、水保全管理、その関係だけであって、ほかの受け皿が見えないという感じがするのですが、そのことについてどのような計画の中に含まれているのかお聞きしたいと思います。

それから、町の財政について施政方針を見ますと、町税あるいは使用料等の収入金で完納を目指し、財源の確保に努めると述べられていますが、これを見た限りでは、町の財政を確保するにはこれらの完納が大きな力になるのかなというニュアンスにしかとれないのですが、果たしてそれだけで今回の財政問題が、町長があえて大変だと、残念ながら財源不足が生じる状況であり云々ということを出ておりますが、今回の解決のためには基金の繰り入れから財源調整をしていくというふうなことです。どうもいまいちこの財源不足の解消にはなかなか見えてこない。その中で29年度の予算の健全な財源確保のために無駄な経費の削減や急を要しない事業の先送りなどそれら再検討をどのようにされたのか、その努力について御説明を求めたいと思います。

それから、前からお聞きしているのですが、明確な答弁がないんですが、町道山中希望の丘線の新設の目標に、町長は子供の通学路確保がまず第一だと。これはわからないのではないんですが、それ以上に長崎中村地区を中心に、将来の本町の市街化形成を図っていくと、これも大きな目標だということを掲げているわけですが、それが今回の29年度の、ましてやことしは町長選挙ということで立候補を表明している中で、それらの具体的な内容もせめて掲げる大きな柱として、その中村長崎の市

街化形成の考え方なども示すべきではないかと思うんですが、それらなども触れられていないということで、改めてその構想なるものをお聞きしたいと思います。

それから、おおさと地域振興公社、大分いろいろ改善で頑張っておりますが、それにつけてもことしの12月末の決算状況を見ても600万何がしということでのプラスになっておりますが、やはり第三セクタの大きな出資者としてその改善策、28年度の反省をどのようにして29年度はさらなる改善に結びつけようとしていくのか。それがこの方針の中では見えていないと。そういうことでその辺の考え方もお聞きしたいと思います。

また、最後になりますが、職員の中途退職者がふえているということで、先日の議会の中でも担当者から言われておりますが、その対策としてどのような研修なり、町としてのこの中途退職される方々の反省に立った政策をことしは考えておられるのか。

それらをあわせて総括質疑にかえさせていただきたいと思います。よろしく答弁を求めたいと思います。お願いします。

議長（石川良彦君）　ここで昼食のため休憩といたします。

ただいまの総括質疑の答弁は休憩後にいただきます。

再開は午後1時15分といたします。

午 前　1 1 時 5 9 分　休 憩

午 後　1 時 1 5 分　開 議

議長（石川良彦君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の千葉勇治議員の質問に答弁を願いたいと思います。町長。

町長（赤間正幸君）　千葉議員さんの質問に答弁をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、産業のさらなる振興の中での中間管理機構を通したことによって法人化は進むと。そうした中で今日まで農家を営んだ方々が全て離れるわけでありましてけれども、その方々の就労の場をどうするんだということでありましてけれども、町として今積極的に企業誘致なりを進めております。そしてまた、今日まで進めてきた企業、今後も電子関連なり、あるいはまた自動車関連、そして野菜関連の工場等を誘致しながら、就労の場の確保に努めてまいりたいと思っております。

さらに、財政の確保ということでありましてけれども、町税だけではどうにもならないのではないかという話でありますけれども、さらなる町税あるいは使用料等の完納を目指しながら、そして、無駄ゼロをなくし、

行政改革を積極的に進めながら、財源の確保に努めてまいりたいと思っているところでもあります。

さらに、山中希望の丘線の通り沿線、当然子供たちの安全確保が第一、議員さんがおっしゃるとおりであります。そうした中でのあの周辺の将来の計画ということでもありますけれども、町の土地利用計画の中にも大和松島線、利府松山線の県道沿線、今後商業地域なり、あるいはまた住宅地、そして工業団地等々を形成するという予定を立てております。そうした中で、それらの計画どおりしっかりと進めながら、若い方々が大郷の顔ができることによって希望が持てるような町にするということで、若い方々が本当に望んでいるような町になるのかなと期待をしているところでもあります。

さらに、振興公社でありますけれども、振興公社は本当に議会の皆様方からも御心配いただきながら、特別調査委員会等々でさまざまな議論、審議をしていただいている中でもありますけれども、残念ながら本当に議会の皆様方の期待に応えられないというのが実態であります。

そうした中で、瀬戸社長が昨年テナント募集ということでテナントを募集いたしました。3社が来ましたが、面接する前に1社途中で辞退をいたしました。さらには面接当日に面接終了後に辞退をいたしまして、最終的に残ったのは1社でありましたが、残念ながら検討の結果不適切という結果になりまして、いまだテナントの募集のほうもまだ棚に上げているような状態でもありますけれども、ちょうど昨年、瀬戸社長のほうが退任をしたいという申し出がございました。

そうした中で、今ここで早急に言われても、後任が見つかるまでちょっと我慢して努力して何とか公社再建のために頑張ってもらいたいということで、今日までお仕事についていただいたわけでもありますけれども、ちょうど仙台の商工会議所、さまざまな企画部長なりあるいは情報部長といたしましたが、その部長経験者が今回退職いたしまして、4月1日付で社長に就任するというようになっております。そうした中で、今後はこの社長等々、今日までの方針等を話し合いながら調整して、今後の公社の再建に努めてまいりたいと思っているところでもあります。

さらに、職員の中途退職でありますけれども、本当に私も議員であれば質問したいくらいな気持ちであります。それぞれ家庭の事情あるいは個々の事情によって退職されるわけでもありますけれども、両親が認知症になったとか、あるいはまた孫の世話をしなくてはならないとか、そういう家庭の事情で退職をいたします。あるいはまた、さまざまな病気等

によって悩んで退職する方もあるようでありますけれども、いずれにいたしましても、私も本当に職員には時には口あんばくなく厳しく指導するわけでありますけれども、本当に優しく対応しているつもりでありますけれども、私の責任で退職するのかわかりませんが、私も残念でありますけれども、今後もこの中途退職のないように、職員が本当に楽しく明るく仕事ができるような職場づくりに努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私はあくまで予算の説明を受けて質問をしたわけですが、その中身を聞くと、具体的にはどこでどうしているというふうな大ざっぱな流れでも結構ですのでこの予算との絡みの中で何か位置づけがあるのかなという答弁を期待したのですが、それがなかったというか、質問の内容の問題もあったと思うんですが、それで改めてもう1点確認しておきたいのですが、企業誘致による雇用対策もわかるんですが、ここは町が何事においても農業が主産業だということで、基幹産業が農業だというこういう地域性あるいは自然環境の恵まれた地域において、それを1つの大きな町おこしとして若者が定着するそういう何かのいわゆるこの恵まれた自然環境を生かしての受け皿づくり、そういうものに最初から成功しなくともそこに組み込んでいく大郷ならではの企画立案ももう少しあっていいのではないかと。

そこを必ずしも国の何々事業、官の事業ではなくて、町独自にもう少し、3人5人でもいいからそういうのを育てていくんだということでの前向きな姿勢が、この予算の中に独自の予算としてあるべきではないかと思うんですが、どうも今の答弁を聞いておりましたが、企業誘致で全てがということになるようですが、何かその辺に今置かれている大郷のさみしさがあるのではないかと。

ぜひそういう点では町長に勇断を持って、地域の農業振興までいかななくとも、そういう1つの糸口ができるようなもう少し政策的なものが独自の考え方の中で出すべきではないかということ強く思いながら、先ほどの質問も含めて今改めて再質問しているわけですが、もう一度この観点から町長の考えなり、あるいは予算の中でどこかにそういうものがあるとすれば、ここだからここを詳しく論じてほしいということがあればまた予算委員会の中で深めていきたいなと思いますので、ひとつよろしく答弁求めたいと思います。お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 今回、本町は基幹産業は農業でございます。そうした中で、若者に夢を与えるようなということでもありますけれども、やはりどんどんどんどん今区画整理に達した上田においてはもう集積、そしてまた法人化が進んでおります。そうした中で、自由自在にやれるような農地ということで、今回町独自で集落維持機能という事業に対する予算を計上いたしました。そして、それらの予算を計上したことによって、それらを自由にそれぞれ団体なり部落なりが申請して、それらを活用して遊休農地なりを活用しながら、すばらしいさまざまな利活用できるような予算措置をしたところでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第20号の総括質疑を終わります。

次に、議案第21号について総括質疑を行います。ございませんか。12番 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 国保会計が、30年度からでしたか、県一本になるという中で、先ほど町の国民健康保険の基金幾らぐらい保有されているかを見ますと、県内でも1人当たりの金額を見ますとかなり高額、高い基金が積まれておるわけですが、前からも言っているんですが、今回の予算の中でその辺の国保での軽減については検討されたのかどうか。これは担当者よりも、町長の指針がそのような方向に行くか、従来どおりのパターンで行くのか、どっちにしても町長の考え方が政策に反映されるものではないかと思っておりますので、町長の見解としてだけ、そのことについてどのような指示をしているのかお聞きしておきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 国保税につきましては、昨年ちょうどゼロ歳から18歳まで医療費をゼロにしたわけでもありますけれども、そうした中で、29年度におかれましてもそのまま継続的に進めてまいります。

そうした中で保険税については、基金がありますけれども、従来どおりの今日までの国保税で納入をしていただいて、29年度を運営してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 15年度の数字で、ちょっと1年おくれになるんですが、大郷町の1人当たりの国保の基金保有高を見ますと13万5,000円という

ことで、宮城県では仙台市が969円とかあるいは石巻市が4万1,000円とかに比べて、宮城県では大郷町は山元町や、富谷市ですね、もう、当時の富谷町の3番目に高い金額を保有しているということで、私はそういう点では今悲鳴に近い形の国保税の負担をもう少し、この基金を決して私はゼロにしろというわけではないんですが、やはり大郷の今の生活の実態を見た場合に、もう少し何らかの形で税率なりあるいは平均割になりますか、いろいろあると思うんですが、下げる努力がもう少しされるべきではないかと思うんですが、もう一度その辺の所動をどうなされているのか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 30年から県が一本化になります。そうした中で、今後の運営方法についてまず若干示されて、一部示されておりますけれども、具体化になっておりません。そうした中で、具体化になることによってこの基金の運用について今後検討してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第21号の総括質疑を終わります。

次に、議案第22号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第22号の総括質疑を終わります。

次に、議案第23号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第23号の総括質疑を終わります。

次に、議案第24号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第24号の総括質疑を終わります。

次に、議案第25号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第25号の総括質疑を終わります。

次に、議案第26号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第26号の総括質疑を終わります。

次に、議案第27号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第27号の総括質疑を終わります。

次に、議案第28号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第28号の総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号から議案第28号までについて、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号から議案第28号までを、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩中に特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選願います。よろしく申し上げます。

午後 1時29分 休憩

午後 1時34分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に石川壽和議員、副委員長に赤間茂幸議員、以上のとおり選任されました。

お諮りします。委員会審査のため本日の会議終了から3月16日までの期間、本会議を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議終了から

3月16日までの期間、本会議を休会とすることに決定しました。

来る3月17日午後1時30分から本会議を開き、委員長の報告を求めます。

---

議長（石川良彦君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 1 時 3 5 分 散 会